

議員提出議案第 4 号

全日本港湾労働組合沖縄地方本部へ石垣港での全面ストライキ
即時解除を求める要請決議

このことについて、石垣市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 6 年 3 月 12 日

提出者 長 山 家 康
賛成者 仲 間 均
〃 東内原 とも子
〃 友 寄 永 三
〃 石 川 勇 作
〃 伊良部 和 摩
〃 登野城 このみ
〃 高 良 宗 矩

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

政治的ストライキの一刻も早い全面解除を強く求め、離島住民の命とくらしを守るために、より慎重かつ責任ある行動に期待するため。

全日本港湾労働組合沖縄地方本部へ石垣港での全面ストライキ 即時解除を求める要請決議

平素は離島住民の生活物資の物流を担っていただき、心より感謝申し上げます。

昨日3月11日午後1時、全日本港湾労働組合（以下、全港湾）沖縄地方本部は、石垣港において、全面ストライキ実施に踏み切った。この措置は、米海軍ミサイル駆逐艦「ラファエル・ペラルタ」の石垣港への寄港が港湾労働者の安全、および地域住民の平和を脅かすためと主張している。

しかしながら、実際には「ラファエル・ペラルタ」は石垣島と竹富島の間に位置する検疫錨地に停泊しており、このことが港湾労働者の安全の脅威になっているということは理解しがたく、市民の共感を得ることはできない。それにも関わらず、全面ストライキの実施による結果として、物流がとまり、離島への食料品、日用品、医療物資の供給が中断され、住民の命や暮らしに深刻な影響を及ぼしている。また、地元産品の出荷を行うことができないため、大きな経済的損失が生じている。

今回の貴組合のストライキは労働基本権に定められた「団体行動権」によるストライキではなく、政治目的のストライキと言わざるを得ず、それにより生命線である物流を止める行為は、離島住民の命や暮らしの安全を危険に晒す行為で看過することができない。政治的主張を展開することは自由であるが、ストライキの手法をもちいることで、それによって生じる影響には十分に検討し、住民の命と暮らしの安全を最優先に考えていただくことが必要である。

よって、当市議会は貴組合に対し、政治的ストライキの一刻も早い全面解除を強く求め、離島住民の命と暮らしを守るために、より慎重かつ責任ある行動を期待する。

以上、決議する。

令和6年3月12日

石垣市議会

宛先 全日本港湾労働組合沖縄地方本部